
プロジェクト 保険契約

項目 第 35 回保険契約専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 35 回保険契約専門委員会（2021 年 9 月 1 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

II. 聞かれた意見

（本公開草案の対象範囲について）

2. 日本の保険会社は、概ね、本公開草案の対象範囲外であると考えている。
 - (1) 日本の保険会社の太宗は IFRS を初度適用する。初度適用では比較情報は IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 17 号「保険契約」を遡及適用して表示されるため、本公開草案が想定している比較情報における会計上のミスマッチは生じず、本公開草案の対象外であると理解している。
 - (2) 日本の既に IFRS を任意適用している保険会社で 2023 年 1 月以降に IFRS 第 17 号に移行する企業は、既に IFRS 第 9 号を適用しているため、本公開草案が想定している比較情報における会計上のミスマッチは発生せず、本公開草案の対象外と理解している。
3. 日本の保険会社で本公開草案の対象となるのは、特に欧州に親会社を持つ保険企業であると理解している。そのような企業のなかには本公開草案で想定されている比較情報における会計上のミスマッチの影響が重大である企業もあることから本公開草案が公表されたと理解している。本公開草案の内容の分析の理解は事務局と同様であることから、本公開草案の提案については反対するものではないと考えている。

（本公開草案の内容について）

4. 本公開草案では、修正提案は任意適用となっているが、この点について次の意見が聞かれた。
 - (1) 会計上のミスマッチを解決することが修正提案の目的であれば、本来は任意適用ではなく原則適用とすべきと考える。ただし、今回の修正提案は緊急の是正措置である点を考慮すれば、例外的に止むを得ず任意適用とすることも理解できなくはない。

- (2) 一部の企業にのみ重大な影響があるものに対する救済措置を任意適用ではなく強制適用とすることは、IFRS 第 17 号の導入準備を各企業が既に進めてきていることや各企業の考える重要性の観点から、望ましくない。
 - (3) 本公開草案は、会計上のミスマッチの影響に重要性があり得ることから緊急の是正措置としての修正提案であることを考えると、任意適用が望ましい。また、修正提案の内容からしても強制適用とするのは妥当ではないと考える。
5. 修正提案は金融商品ごとに適用可能であるという点について、次の意見が聞かれた。
- (1) 金融商品ごとに適用可能である旨が基準の本文ではなく結論の根拠に記載されているが、適用にあたり重要な事項であると考えられ、本来的には本文に記載されるべきものではないのか。
 - (2) 金融商品ごとに任意で適用可能であることにより企業が恣意的に結果を操作するリスクについて、企業が会計上のミスマッチを減らすことや IFRS 第 9 号との整合性を高めることを望むことから当該リスクは軽減される旨が結論の根拠に記載されているが、会計上のミスマッチが企業に有利な状況において企業は当該ミスマッチを解決しないことが可能であることに対する理由となっているかが疑問である。
6. 本公開草案における修正提案を適用した場合はその旨を開示するとされているが、比較可能性の観点から、適用した旨の開示だけでどれだけの意味があるかが疑問である。
7. 多数派ではないと考えられる一部の企業からの意見に基づき、国際会計基準審議会が短期間の間に当該企業のために対応を行ったということに違和感がある。

(コメント文案について)

8. 本公開草案の提案を支持する理由について、修正提案が緊急の是正措置であることを鑑みると、修正内容は受入可能なものであるということを強調した記載とすべきではないか。
9. 一度公表した基準を発効日前に修正することが妥当なのかという議論が最も大切な論点と考える。本公開草案の修正提案が任意適用又は強制適用のどちらであるべきかという論点は副次的な論点であるため、コメント文案で言及する必要はないと考える。
10. 企業によっては本公開草案で想定している会計上のミスマッチの影響が大きくなり得るため、基準の発効日に非常に近い時点で修正することも止むを得ないという

ことをコメント文案で強調することも考えられる。

以 上